＜報　告＞

法　律

中　川　和　彦

1. 「近代化」の語が多義的であるので，本報告におけるその概念を作業仮説的に明らかにしたい。

一般に，「近代化」は，封建的な土地所有関係の一掃，産業における機械化，市民的自由の確立，社会意識における自我の覚醒など，多くの意味を含むが，これらはいずれも，西ヨーロッパが15世紀以降に経験した変化であり，後進国が近代化を目標とする場合，西欧が他に先がけてそれらを達成しているため，多くは西欧の歩んだ道をたどろうとする。この意味において，近代化は西欧化と理解される。

しかし，形式上の，現象上の西欧化は決して近代化といえず，実質をともなっていなければならない。その中心観念を，私は西欧社会の理念的構造である近代市民社会に求める。これは政治的には市民的自由の確立であり，法的には，自由・平等・独立的市民の地位を基盤とする近代法の出現となる。

2. 「ラテン・アメリカ法」と一般によくいわれるが，ラテン・アメリカ全体に共通の法があるわけではなく，または，この地域で法の統一が全面的に行なわれているわけでもない。それは，ラテン・アメリカ諸国の法の総称である。しかし，単なる便宜上の呼称でもない。つまり，ラテン・アメリカ諸国は，沿革上，西欧，殊に旧母国などのラテン系諸国の文化の影響を強く受けており，法も，ラテン系立法を継受しており，この意味において，共通性を有するからである。

このように，西欧法を継受しているが，だからといって，ラテン・アメリカ法が近代化されていると結論することは，前述のようにできない。

3. 近代憲法の基本原理として，国民主権，権力の分立，基本的人権などが説かれるが，ラテン・アメリカの憲法は，いずれも，これらの特色を具備する。

まず，ラテン・アメリカ諸国は，少なくとも，形式的には民主主義の政治形態を採用しており，主権が人民に存することをすべての国がうたっている。

基本的人権について，現行憲法中の最古のアルゼンチン１８５３年憲法（ペロン政権の崩壊により復活した）は第１章の３５カ条をそれにあてているほどである。また，基本的人権を保障する Amparo （保護請求）の制度がメキシコその他で認められている。

さらに，労働者の団結権などのいわゆる社会権を，すでに，メキシコの１９１７年憲法が認めている（ワイマール憲法は１９１９年）。

4. 市民法の基本原理は，法の前における人権の平等，契約の自由，所有権の尊重と説かれる。ラテン・アメリカの民法典のうちには，妻の無能力，離婚を許さないなどの規定例が若干見うけられるものの，上記の特色は，いずれも見られる。さらに，ラテン・アメリカで最新のメキシコの１９２８年民法典は，従来の過度の個人主義を是正して，個人利益と社会利益との調和を目標としており，社会私法典 Codigo Social Privado と呼ばれているほどである。

5. 国際法の領域で，ラテン・アメリカに固有のものとして，ドラゴ主義，カルボ条項が説かれる。これらの趣旨は，外国の干渉の排除であって，カルボ条項によれば，内国人に許されぬ特権は外国人にも許されず，外国人が救済を請求できるのは現地当局だけであって，自国官憲には請求できないことになる。

これらは，ラテンアメリカ諸国の欧米先進諸国に対する独立・自由・平等な地位の獲得への努力をふりかえって見ると理解できるであろう。

6. 大ざっぱにいって，ラテン・アメリカ諸国の法は，制度として，近代法の内容を備えていると思われるが，実際はどうであろうか。若干の問題がある。

(1) ラテン・アメリカ諸国それぞれの国の中に法秩序と無縁な社会が存在する。すなわち，二重構造の問題がある。

(2) 革命ないしクーデターの頻発にともなう憲法の改正。すなわち，法的安定性の欠除の問題がある。

(3) 近代法の基礎である自由・平等・独立な市民としての意識が果して自覚されているかの問題。これは，ラテン・アメリカ独立の性格と結びつけて考えられよう。